

公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会定款第40条第2項の規定に基づき、会員規則を次のように定める。

平成25年4月1日

公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会
理事長 西 原 正

会 員 規 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会（以下「本会」という。）の会員に関し必要な事項を定め、もって会員の理解と協力のもとに、本会の目的達成に寄与することを目的とする。

(会 員)

第2条 会員は、本会の趣旨に賛同する個人又は法人等（法人その他団体をいう。以下同じ。）をもって充てる。

(会員の種類)

第3条 会員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員
 - ア 一般会員
 - イ 賛助会員
- (2) 法人会員
 - 法人等の会員

(入会の手続)

第4条 会員になろうとする者（法人等の場合は、その代表者とする。）は、個人会員申込書（別紙様式第1）又は法人会員申込書（別紙様式第2）に必要事項を記載のうえ会費を添えて、理事長に提出するものとする。

2 入会后において、前項の会員申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届（別紙様式第3）を理事長に提出するものとする。

(退会の手続)

第5条 会員は、退会届（別紙様式第4）を理事長に提出することにより退会することができる。

2 理事長は、前項の届け出がされていない場合で、会員の死亡又は会員となっている法人等の解散等の事実を知ったときは、当該会員から届出があったものとみなして退会の手続を行うことができる。

(除 名)

第6条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、本会の理事会の議決により除名することができる。

- (1) 本会の名誉を著しく毀損する行為があったと認められるとき。
 - (2) 本会の目的に反し、会員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
 - (3) 2年以上にわたり理由なく会費の納入を怠ったとき。
- 2 理事長は、前項の規定により会員が除名されたときは、当該会員にその旨通知するとともに、所要の事務措置を行うものとする。

(会 費)

第7条 会員は、次の会費を本会に納入しなければならない。

(1) 個人会員

ア 一般会員

会費年額5千円(1口) (会計年度ごとの年額とする。次号において同じ。)

イ 賛助会員

会費年額2万円(1口)

(2) 法人会員

一法人につき年額20万円(1口)

2 前項の会費は、入会時を除き、原則として毎年度6月末までに納入するものとする。

(会費の使途)

第8条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以下を公益目的事業以外に使用できるものとする。

(会員の特典)

第9条 個人会員は、次の各号に掲げる特典を有する。

(1) 防衛大学校の入校式、卒業式の行事に参加すること。ただし、卒業式については、参加者が制限されることがある。

(2) 日本防衛学会の機関誌の配布を受けること。(賛助会員に限る。)

(3) 防衛大学校の発行する「防大タイムズ」等の配布を受けること。

(4) 本会が後援する講演会及び講習会等の行事に優先的に参加すること、及び参加料等の割引を受けること。

2 前項の規定は、法人会員の代表者に準用する。

(雑 則)

第10条 この規則の実施の細部については、別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会の設立登記の日から施行する。

附 則 (平成27年5月27日)

この規則は、平成27年5月27日から施行する。

「別紙省略」